

# 自主防災組織活動事業補助金（活動強化）申請の手順

防災資機材の整備による地域防災力の向上を目的とし、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 1 補助事業の内容

### (1) 概要

本補助事業は、自主防災組織が実施する防災資機材整備事業への補助事業であり、下記事業に対して補助を行うものです。

### (2) 補助対象組織

- ①富山市長に自主防災組織結成届を提出し、受理されている組織。
- ②前年度末時点において、次の各号のいずれかの要件を満たしている組織。
  - ・「富山市自主防災組織活動事業補助金交付要領」第4条の別表に掲げる一般資機材、洪水浸水対策又は津波対策のいずれかの補助金の交付を完了していること。
  - ・「富山市避難所運営体制充実強化事業補助金交付要綱」第3条の別表に掲げる避難所運営用資機材整備に係る費用に対する補助金の交付を完了していること。
- ③自主防災組織等が再び補助金の交付申請を行うには、その前年度末時点において補助金の交付完了から5年以上経過していなければならない。

### (3) 補助対象事業、補助率、補助可能回数及び補助限度額

補助対象経費	防災資機材の整備に要する費用 ※次ページ参照
補助率	対象経費の75%以内
補助限度額	60万円（連続した5か年での分割も可）

※1か年の例 . . .	補助金（60万円）	組織負担分（20万円）
※5か年の例 . . .	1年目補助金（15万円）	組織負担分（5万円）
	2年目補助金（15万円）	組織負担分（5万円）
	3年目補助金（0万円）	組織負担分（0万円）
	4年目補助金（0万円）	組織負担分（0万円）
	5年目補助金（0万円）	組織負担分（0万円）

### (4) 補助対象となる防災資機材

- 避難所運営用資機材／緊急避難用資機材  
無線通信機、発電機、投光器、ランタン、蓄電池・充電器、ろ過機・浄水器、昇降補助機材など
- 感染症対策用資機材  
パーティション、段ボールベッド、ファミリーテント、非接触式検温計、扇風機・サーキュレーター、除菌・滅菌機など
- 資機材等保管用施設  
屋外簡易物置、資機材保管庫・収納ケースなど

## 2. 申請手続き

### (1) 補助金交付申請書の提出・決定

補助金交付申請書（様式第1号）をご提出ください。

申請可能期間：原則、4月1日から6月末まで ※防災資機材を購入する前にご提出ください

事業内容を確認し、要件を満たすものについて「交付決定」を行います。

#### <補助金交付申請書への添付書類>

- ① 事業補助金計画書（様式第2号）
- ② 防災資機材購入計画・収支予算書（様式第3号）
- ③ 当該事業に係る見積書の写し
- ④ 防災資機材の保管場所の地図

### (2) 事業実施

交付決定を受けたのち、申請内容に基づき、事業を実施してください。

### (3) 事業完了・実績報告書の提出

事業完了後、速やかに実績報告書（様式第9号）をご提出ください。

#### <実績報告書への添付書類>

- (1) 防災資機材購入実績・収支決算書（様式第11号）
- (2) 領収証の写し
- (3) 納品書もしくは請求書の写し
- (4) 事業実施を証明する写真
- (5) 振込依頼書
- (6) 委任状 ※必要に応じて

### (4) 補助金額の確定・支払い

市で内容を確認後、「確定通知書」を送付し、補助金を指定の口座へ振り込みます。

## 3. 留意事項

(1) 補助金交付申請書の提出から交付決定までは、1ヵ月ほどかかりますので、ご注意ください

(2) 整備する資機材などを実績報告時に変更することは、原則できませんので、見積書提出の段階で、防災資機材の購入先と綿密に打合せしてください。

(3) 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。